

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 教育長の給料月額、退職手当の支給割合及び職務のため旅行したときの旅費の額を定めることとした。（第1条、第10条、別表第1、別表第2関係）
- 2 教育長職務代理者の報酬の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 3 知事及び副知事に平成27年4月から平成28年3月までの間において支給されるべき給料を減額することとした。（附則第38項関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第4項関係）
 - (3) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止することとした。（附則第5項関係）
 - (4) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。（附則第6項関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の職員定数の特例を設けることとした。（附則第4項、附則第5項関係）
- 2 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における警察官の階級別定数の特例を設けることとした。（附則第4項、附則第5項関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（附則第6項関係）
- 4 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第35項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 管理又は監督の地位にある職員の平成27年4月から平成28年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第37項関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 用地交渉等手当の支給範囲を拡大することとした。（第9条の13関係）
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年5月21日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県教育委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 岩手県教育委員会の委員の定数を5人（改正前6人）に減員することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職員の職務に係る倫理の保持に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長にはこの条例を適用しないこととした。(第2条関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(条例第10号)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例によることとした。(第2条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 特定保険業認可申請手数料を廃止することとした。(別表第1関係)

2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により土壌汚染対策法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる手数料を徴収することとした。(別表第3関係)

(1) 土壌汚染状況調査等に係る指定調査機関指定申請手数料

(2) 土壌汚染状況調査等に係る指定調査機関更新申請手数料

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)

5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる事務の手数を徴収することとした。(別表第3関係)

(1) 食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料

(2) 食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料

6 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により歯科技工士法の一部が改正されたこと等に伴い、歯科技工士国家試験手数料を廃止することとした。(別表第4関係)

7 宅地建物取引業法の一部改正に伴い、宅地建物取引士証の再交付申請手数料を徴収するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

8 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

9 長期優良住宅建築等計画認定申請において、住宅性能評価書を添付した場合の手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)

10 建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定に係る手数料を廃止することとした。(別表第7関係)

11 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1及び8は公布の日から、4は平成27年5月29日から、10は同年6月1日から施行することとした。(附則関係)

◎行政手続条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を

行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。（第33条関係）

2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとした。（第35条関係）

3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。（第36条関係）

4 その他所要の整備をすることとした。（目次、第3条関係）

5 施行期日等

（1）この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）岩手県県税条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）

◎情報公開条例及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 独立行政法人通則法の一部改正等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

（1）情報公開条例（第1条関係）

（2）個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第12条関係）

2 個人情報保護審議会の所掌事項に特定個人情報保護評価に関する事項の調査審議を追加することとした。（第65条関係）

3 個人情報保護審議会に専門委員を置くこととした。（第66条の2関係）

4 守秘義務に違反した専門委員について、罰則を設けることとした。（第75条関係）

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条、第5条関係）

2 施行期日等

（1）この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）岩手県市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のミンクの捕獲等の許可に係る事務を、新たに市町村が処理することとした。（別表第1関係）

2 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1、別表第2関係）

3 医療法第7条第2項の病床の種別等の変更の許可（病院に係るものうち医療法施行規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項に係るもの（各病室の病床数に係るものを除く。）に限る。）に係る事務等を盛岡市が処理しないこととし、及び同法第7条第3項の病床の種別等の変更の許可（同令第1条の14第5項第3号に掲げる事項にあっては、各病室の病床数に係るものに限る。）に係る事務を新たに盛岡市が処理することとするほか、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

- 4 博物館法第10条の博物館（県立の機関を除く。）の博物館登録原簿への登録等に係る事務を、新たに一関市が処理することとした。（別表第2関係）
- 5 商工会議所法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 6 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第39条の2第2項の管理者の兼任の許可に係る事務を、新たに盛岡市が処理することとするほか、同法の一部改正に伴い所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 8 国土利用計画法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る届出の受理等に係る事務を、新たに北上市が処理することとした。（別表第2関係）
- 9 国土利用計画法第28条第1項の遊休土地である旨の通知等に係る事務を、新たに北上市が処理することとした。（別表第2関係）
- 10 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに滝沢市が処理することとするほか、同法の一部改正に伴い所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 11 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 12 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の受給資格の認定等に係る事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。）を、新たに盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 13 難病の患者に対する医療等に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に基づく特定医療費の支給認定に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるものを、新たに遠野市等5市町村が処理することとした。（別表第2関係）
- 14 博物館法施行規則第20条第1項の博物館に相当する施設の指定要件の審査等に係る事務を、新たに一関市が処理することとするほか、同令の一部改正に伴い所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 15 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項の受給資格の認定又は不認定の通知等に係る事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。）を、新たに盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 16 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1関係）
- 17 中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 18 施行期日等

（1） この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、16は同年5月29日から、17は保険業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第4項関係）

◎鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第17号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - （1） 岩手県県税条例（第1条関係）
 - （2） 岩手県自然環境保全条例（第2条関係）
 - （3） 住民基本台帳法施行条例（第3条関係）
 - （4） 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年5月29日から施行することとした。（附則関係）

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 食品衛生管理者の養成施設等の登録の申請に対する審査に係る手数料を徴収することとした。（別表第4関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 消費者行政活性化基金条例の有効期限を平成30年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 食品の定義を改めることとした。（第2条関係）
- 2 食品等の自主的な回収の報告に係る規定について所要の改正をすることとした。（第19条関係）
- 3 施行期日等

（1） この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を平成28年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 普通調整交付金の交付額の算定の基礎となる事項を改めることとした。（第2条関係）
- 2 老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例措置の期間を延長することとした。（附則第7項、附則第8項関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（附則第4項～附則第8項関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第23号）

- 1 次に掲げる条例について、所要の整備をすることとした。
 - （1） 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（第1条関係）
 - （2） 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）
 - （3） 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条関係）
 - （4） 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（第4条関係）
 - （5） 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条関係）
 - （6） 指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例（第6条関係）

2 施行期日等

（1） この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1（1）の表2の項の改正部分、1（2）、1（3）の表2の項の改正部分及び1（4）から（6）までは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎介護サービス施設整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 介護サービス施設整備等臨時特例基金条例の有効期限を平成28年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第25号）

1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 地域密着型特別養護老人ホームに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所が併設される場合における当該地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員等の特例を定めることとした。（附則第22項関係）

(2) 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第12条、第13条関係）

(3) その他所要の整備をすることとした。（附則第23項関係）

2 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 介護予防訪問介護が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行することに伴い、所要の整備をすることとした。（第8条、第45条関係）

(2) 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションのサービスを同一の事業者が提供する場合のリハビリテーション計画の作成等に係る特例を定めることとした。（第86条、第141条関係）

(3) 指定通所介護事業者等の指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜における指定通所介護等以外のサービスの提供について届出を要することとした。（第102条、第119条関係）

(4) 介護予防通所介護が総合事業に移行すること等に伴い、所要の整備をすることとした。（第102条、第134条関係）

(5) 指定通所介護事業者の事故発生時の対応について定めることとした。（第111条の2関係）

(6) 指定短期入所生活介護の提供における定員の遵守に係る特例について定めることとした。（第165条関係）

(7) 養護老人ホームについて、外部サービス利用型以外の指定特定入居者生活介護の事業も行うことができることとした。（第217条関係）

(8) 有料老人ホームにおける指定特定施設入居者生活介護に係る法定代理受領サービスの提供について必要とされる利用者の同意に係る規定を削除することとした。（第209条関係）

(9) 福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等について定めることとした。（第258条関係）

(10) 指定訪問介護事業者が旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合における当該事業所に置くべき訪問介護員等の員数等の特例等について定めることとした。（附則第43項～附則第46項関係）

(11) 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第16条、第86条関係）

(12) その他所要の整備をすることとした。（第51条、第64条、第80条、第99条、第113条、第115条、第131条、第135条、第136条、第182条、第188条、第191条、第248条、第276条、附則第10項、附則第47項関係）

3 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 指定介護療養型医療施設が有しなければならない設備である生活機能訓練室について、名称を生活機能回復訓練室に改めることとした。（第6条関係）

(2) 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第12条関係）

4 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 介護予防訪問介護が総合事業に移行することに伴い、介護予防訪問介護に係る規定を削除することとした。（第5条～第47条関係）

(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業における内容及び手続の説明及び同意その他の設備及び運営に関する基準について定めることとした。（第51条の2～第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の2～第55条の11関係）

(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション計画等の作成のためのリハビリテーション会議について定めることとした。（第

87条、第126条関係)

- (4) 介護予防通所介護が総合事業に移行することに伴い、介護予防通所介護に係る規定を削除することとした。(第97条～第116条関係)
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業における利用料等の受領その他の設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第119条の2、第119条の3、第121条の2～第121条の4関係)
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供における定員の遵守に係る特例について定めることとした。(第140条関係)
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護事業における衛生管理等について定めることとした。(第140条の2関係)
- (8) 養護老人ホームについて、外部サービス利用型以外の指定介護予防特定入居者生活介護の事業も行うことができることとするとともに、その他所要の整備をすることとした。(第203条関係)
- (9) 有料老人ホームにおける指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る法定代理受領サービスの提供について必要とされる利用者の同意に係る規定を削除することとした。(第209条関係)
- (10) 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類に介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業に係るサービス等を加えるとともに、その他所要の整備をすることとした。(第233条関係)
- (11) 福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等について定めることとした。(第244条関係)
- (12) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所を旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の事業を行う事業所に併設する場合における当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等の特例について定めることとした。(附則第44項関係)
- (13) その他所要の整備をすることとした。(第49条、第54条、第57条、第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第127条、第134条、第143条、第160条、第166条、第170条～第172条、第175条、第182条、第197条、第207条、第218条、第226条、第231条、第235条、第238条、第249条、第252条、第254条、第255条、第263条、附則第21項、附則第23項、附則第35項、附則第37項、附則第45条関係)

5 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)、2(11)及び3(2)は、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 介護予防訪問介護に関する所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第5項関係)
- (3) 介護予防通所介護に関する所要の経過措置を講ずることとした。(附則第6項～附則第9項関係)
- (4) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する所要の経過措置を講ずることとした。(附則第10項、附則第11項関係)

◎自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を平成28年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスを基準該当児童発達支援等とみなすため、基準該当児童発達支援に係る設備及び運営に関する基準を改めることとした。(第55条の8関係)
- 2 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数並びに利用定員について定めることとした。(第67条、第70条関係)
- 3 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員について定めることとした。(第72条の3の2関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(第52条、第72条、第72条の4、第81条関係)
- 5 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスを基準該当生活介護と、宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすため、基準該当生活介護及び基準該当短期入所に係る設備及び運営に関する基準を改めることとした。（第97条、第111条関係）
- 2 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の特例を設けることとした。（附則第4項～附則第11項関係）
- 3 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の期間を平成30年3月31日までとすることとした。（附則第17項、附則第18項関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（附則第12項～附則第16項、附則第19項～附則第22項関係）
- 5 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を平成32年9月30日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎いわての子どもを健やかに育む条例（条例第30号）

- 1 子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 保護者の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 子ども・子育て支援機関等の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 事業主の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 県民の役割について定めることとした。（第8条関係）
- 9 子ども・子育て支援に関する基本的施策について定めることとした。（第9条関係）
- 10 市町村との連携等について定めることとした。（第10条関係）
- 11 基本計画について定めることとした。（第11条関係）
- 12 推進体制の整備について定めることとした。（第12条関係）
- 13 施策の実施状況の公表について定めることとした。（第13条関係）
- 14 普及啓発について定めることとした。（第14条関係）
- 15 財政上の措置について定めることとした。（第15条関係）
- 16 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づき策定されている岩手県行動計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなすこととした。（附則第2項関係）

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2（表2の項の改正部分に限る。）は、地域における医

療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 理学療法士及び作業療法士法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 2 介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2（表2の項の改正部分に限る。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎中小企業振興条例（条例第33号）

- 1 中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び中小企業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図り、もって県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 中小企業者等の責務について定めることとした。（第5条関係）
- 6 県民の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 中小企業者の自主的な努力の促進等について定めることとした。（第7条関係）
- 8 創業の支援等について定めることとした。（第8条関係）
- 9 小規模企業者への支援について定めることとした。（第9条関係）
- 10 雇用環境の整備に対する支援等について定めることとした。（第10条関係）
- 11 消費の促進等について定めることとした。（第11条関係）
- 12 基本計画について定めることとした。（第12条関係）
- 13 施策の実施状況の公表について定めることとした。（第13条関係）
- 14 市町村への支援について定めることとした。（第14条関係）
- 15 財政上の措置等について定めることとした。（第15条関係）
- 16 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県が締結する契約に関する条例（条例第35号）

- 1 県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）

- 5 受注者及び下請負者等の責務について定めることとした。(第5条関係)
- 6 基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等について定めることとした。(第6条関係)
- 7 受注者及び下請負者等の法令遵守について定めることとした。(第7条関係)
- 8 特定県契約に係る措置について定めることとした。(第8条関係)
- 9 岩手県契約審議会について定めることとした。(第9条～第16条関係)
- 10 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第17条関係)

11 施行期日等

(1) この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1項関係)

ア 1から3まで及び9並びに(2)及び(3) 平成27年4月1日

イ 8 平成29年4月1日までの間において規則で定める日

(2) 検討条項について定めることとした。(附則第2項関係)

(3) 準備行為について定めることとした。(附則第3項関係)

◎岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 農村地域防災減災事業に係る分担金を徴収することとした。(別表関係)
- 2 その他所要の整備をすることとした。(別表関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用料に係る所在地の区分及びその額を改めることとした。(別表関係)
- 2 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県営住宅等条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 県営住宅に県営北浜アパートを加えることとした。(別表関係)
- 2 県営住宅から県営日向第2アパートを除くこととした。(別表関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 構造計算適合性判定に係る手数料を廃止することとした。(第11条関係)
- 2 その他所要の整備をすることとした。(第13条、第14条、第16条、第17条関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。(附則関係)

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料をその2分の1の額に軽減する特例措置を講ずる期間を、平成28年3月31日まで延長することとした。(附則第3項関係)
- 2 空港の占用料の額を減額することとした。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 電気事業における総最大出力を148,470キロワットから148,570キロワットに、発電施設である胆沢第三発電所の最大出力を1,500キロワットから1,600キロワットに改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 財団法人岩手育英奨学会の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 高等学校生徒等修学等支援基金条例の有効期限を平成28年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 次に掲げる手数料の額を減額することとした。（別表第7関係）

- (1) 大型又は中型免許試験手数料
- (2) 技能試験免除者第一種普通免許試験手数料
- (3) 特定失効者等第一種普通免許試験手数料
- (4) 特定第一種又は第二種免許試験手数料
- (5) 特定失効者等小型特殊又は原付免許試験手数料
- (6) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料
- (7) 仮免許試験手数料
- (8) 大型自動車又は中型自動車検査手数料
- (9) 普通自動車検査手数料
- (10) 第一種又は第二種免許証再交付手数料
- (11) 限定解除審査手数料
- (12) 技能検定員資格者証交付手数料
- (13) 大型又は中型免許技能検定員審査手数料
- (14) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許技能検定員審査手数料
- (15) 教習指導員資格者証交付手数料
- (16) 大型又は中型免許教習指導員審査手数料
- (17) 特定第一種免許教習指導員審査手数料
- (18) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許教習指導員審査手数料
- (19) 取消処分者講習手数料
- (20) 停止処分者講習手数料
- (21) 大型車又は中型車講習手数料
- (22) 大型二輪車講習手数料
- (23) 普通二輪車講習手数料
- (24) 大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許講習手数料

- (25) 普通免許初心運転者講習手数料
 - (26) 大型二輪免許初心運転者講習手数料
 - (27) 普通二輪免許初心運転者講習手数料
 - (28) 原付免許初心運転者講習手数料
 - (29) 優良運転者更新時講習手数料
 - (30) 一般運転者更新時講習手数料
 - (31) 違反運転者等更新時講習手数料
 - (32) 高齢者講習手数料
 - (33) 小型特殊免許高齢者講習手数料
 - (34) 違反者講習手数料
 - (35) 社会参加活動選択違反者講習手数料
 - (36) 特定任意講習手数料
 - (37) 特定任意高齢者講習手数料
- 2 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)

- (1) 第一種普通免許試験手数料
- (2) 普通免許再試験手数料
- (3) 大型又は普通二輪免許再試験手数料
- (4) 原付免許再試験手数料
- (5) 安全運転管理者等講習手数料
- (6) 応急救護処置講習手数料
- (7) 通知手数料

3 自転車運転者講習について、手数料を徴収することとした。(別表第7関係)

4 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、3は、同年6月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。(第12条関係)
- 2 施行期日

この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。(附則関係)